

## 第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和 年三月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業において顧客から預託を受けた財産及びその計算においては当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和 年一月二十九日

東京都中央区日本橋三丁目一番二号

株式会社

代表取締役